

小児には眼帯をしてはいけないのか

それは**形態覚遮断弱視**（けいたいしゃだんじゃくし）という難しい名前の障害が生ずるからです。つまり、形が見えないために視機能（見る機能）が発達しないで起こる機能的な視力障害です。本来は同じ映像が同時に両眼に入るわけですが、幼小児の一時期にうまく入らないと、入らない目の視力が落ちてしまうのです。

お母さんのお腹の中にいるとき、赤ちゃんはまだ物を見ていません。オギャーと生まれてから少し経って眼を開いて物を見るようになるのです。その時から、見ることに関係する、網膜から脳の後頭葉に至るまでの神経組織が構築され視機能が発達します。視力の発達過程を見ると、生まれて直ぐは光しか見えません。その後ぼんやり見えるようになり、生後6ヶ月で0.1ぐらいです。1歳で0.2~0.3、3歳で1.0に達するといわれています。視力の発達は1~2歳までが顕著です。また、人間の眼球は正面に2つ付いていて、両方の目を使うことで物を立体的に見ることができます。これを**両眼視機能**と呼びます。ディズニーランドで特殊のメガネをかけると画面から犬が飛び出して見えた経験がある人もいるでしょう。これは両眼視機能が備わっているからです。この機能も生後1歳頃より可能となり、6歳くらいに完成するといわれています。生後から小学校低学年までが視機能は著しい発達するのです。この時期が人間の視覚（みるという感覚）の感受性期間といわれます。つまり、この時期に外界から物の形の刺激を受けて視覚は発達するのです。形態覚刺激が失われると十分な発達をしないどころか脳内の視覚に関する細胞が変性（障害）されてしまいます。**感受性期間に眼帯をすると眼帯をした目では物を見ることができず、視力が落ちてしまいます。**では、どのくらいの期間が遮断されていたら弱視になるのでしょうか。感受性の強さの時期にもよりますが、生後18ヶ月以内では1週間の眼帯装用で視力低下をきたす例もあります。しかし、個人差もありますので、すべての人が弱視になるわけではありません。生まれつきに、まぶたが下がっている人や、白内障（眼のレンズの濁り）、中等度の遠視のある人では、同じように鮮明な像が網膜に結ばず、弱視になります。以上から、**結膜炎やものむらいになった時にむやみに眼帯をするのはよくありませんので注意が必要です。**